

\$pref_name

殿

法人の名称 \$corp_name

代表者の氏名 \$delegate_name

公益認定申請書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条に規定する公益認定を受けたいので、同法第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 主たる事務所の所在場所
別紙1のとおり
2. 従たる事務所の所在場所
別紙1のとおり
3. 公益目的事業を行う都道府県の区域
別紙1のとおり
4. 公益目的事業の種類及び内容
別紙2のとおり
5. 収益事業等の内容
別紙2のとおり

別紙1 法人の基本情報について

事業 年度	自		法人コード	\$corp_code
	至		法人名	\$corp_name

フリガナ	\$corp_kana			
法人の名称	\$corp_name			
主たる事務所の住所及び連絡先				
住所	郵便番号	都道府県名	市区町村丁番地等	補足住所
	\$postal	\$address_1	\$address_2	\$address_3
代表電話番号	\$tel	内線	\$ext	
代表電子メールアドレス	\$mail_address			
ホームページの有無				
ホームページアドレス				
代表者の氏名	\$delegate_name			
事業年度	\$star 月	\$star 日～	\$end 月	\$end 日
事業の概要	\$overview			

参考:「事業の概要」の文字数 9

【従たる事務所の所在場所】 登記されている従たる事務所及びその所在地を記載してください

項番	郵便番号	都道府県名	市区町村丁番地等

【登記上の従たる事務所が事業の拠点として実質を備えていないことの説明】

登記上の従たる事務所が事業の拠点として実質を備えておらず、従たる事務所を設けていないものとして申請する場合に記載

【公益目的事業を行う都道府県の区域】

定款に記載された公益目的事業の活動区域(全国又は活動している都道府県名)を記載する。

【別紙2 法人の事業について】

事業 年度	自		法人コード	\$corp_code
	至		法人名	\$corp_name

1. 事業の一覧

(1) 公益目的事業

事業番号	事業名等
公	

(2) 収益事業等

[1] 収益事業

事業番号	事業名等
収	

[2] その他の事業(相互扶助等事業)

事業番号	事業名等
他	

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業の種類及び内容

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業名等
公	

〔1〕 事業の内容 <申請書記載事項>

<p>(1) 事業の趣旨・目的</p> <p>(2) 事業の概要</p> <p>(3) 受益の機会</p> <p>(4) 受益者の義務・受益の条件</p> <p>(5) 事業の合目的性の確保の取組</p> <p>(6) その他</p>

注1 公益目的事業の内容については、ガイドライン第2章第2(申請書記載事項)に沿って記載してください。

注2 〔1〕に記載した内容を変更する場合、記載を変更するには、原則として変更認定申請が必要となります。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業の種類及び内容について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公
------	---

[2]事業の種類について(別表該当性)＜申請書記載事項＞

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)

注1 公益目的事業の種類について公益認定を受けた場合、記載内容を変更するには、原則として変更認定申請が必要となります。

[3]事業の公益性に関する説明

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。)			
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)	その他説明事項

注1 必要に応じ、事業計画等の記載を参照して、公益認定等ガイドライン第2章第2 申請書記載事項を参考に記載してください。

[4]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください(認定法第7条第2項第3号)。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

(2) 収益事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業名等	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
収		
事業の内容		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注1）		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
本事業の利益の額が0円以下である場合の理由又は今後の改善方策について（注2）		

注1 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください（認定法第7条第2項第3号）。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

注2 本事業における利益から、管理費のうち本事業に按分される額を控除した額が、0円以下である場合に記載してください。

(3) その他の事業（相互扶助等事業）について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業名等	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
他		
事業の内容		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注）		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください（認定法第7条第2項第3号）。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

新別表A(50%繰入の場合 公益認定用)

規則第7条第3項第3号 (認定法第5第6号等に掲げる基準に適合することを説明した書類)

公益目的事業会計全体の収支見込み

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

	収入	費用	収入≧費用		収入<費用	
			年度剰余額 (収入-費用)	A	B	年度欠損額 (費用-収入)
公益目的事業会計の損益計算書(一般純資産に係るものに限る)の経常収 益、経常費用	円	円				
減価償却費に係る調整(経常費用の控除対象)	円	△				
公益充実資金に関する収支(当期の取崩額(公益目的事業財産の取得等に 係る部分を除く)を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載)	円	円				
収益事業等から 生じた利益の繰入額	円					
収益事業から 生じた利益の繰入額	円					
その他の事業(相互扶助等事業) から生じた利益の繰入額	円					
合計	円	円	円	A	円	円

年度剰余額の発生が見込まれる場合や認定後5年間で剰余額が発生する見込みがある場合には、その解消見込み(事業拡
大、公益目的保有財産の取得予定等)を記載

公益目的事業会計全体の収支見込み【特例算定の場合】

1. 特例算定の可否の確認

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等をキャッシュベースで比較し、資金不足が発生する(特例収入が特例費用を上回る)場合に特例算定(収益の50%を超える繰入れ)をすることができます。

	特例収入	特例費用
公益目的事業会計の損益計算書(一般純資産に係るものに限る)の経常収益、経常費用	円	円
減価償却費に係る調整(経常費用の控除対象)	円	円
公益充実資金に関する収支(当期の取崩額を「収入」欄に、積立額(上限あり)を「費用」欄に記載)	円	円
公益目的保有財産に関する収支(売却に関しては売却収入額を「収入」欄に、取得等に関しては支出額を「費用」欄に記載)	円	円
4年以内に生じた(b~e)に係る特例算定残存欠損額の合計額	円	円
収益事業から生じた利益の50%	円	
その他の事業(相互扶助等事業)から生じた利益の50%	円	
合計	円	円

2. 特例算定残存欠損額の算定

1. で計算した資金不足(A)を補填するため、収益事業等から生じた利益の50%を超えて繰り入れられます。

(特例費用ー特例収入)	=	特別算定暫定年度欠損額
A 円	=	B 円

新別表A (公益充実資金)

認定規則第46条第1項第4号

下表の水色欄(■)を記載ください。黄色欄(■)は自動計算されます。

1. 公益充実資金の前年度末明細

公益充実資金の前年度末値を確認します。

前年度末				
各資金の明細	実施時期(年度)	所要額	残高	
				A(●●周年事業)
B(施設改良)	資産	2026	400,000	円
C(奨学金事業準備)	費用	2027	800,000	円
D(インフラ整備)	資産	2028	1,000,000	円
E(学術集会準備)	費用	2029	1,500,000	円
			0	円
				円

2. 公益充実資金の本年度末明細

公益充実資金の本年度末値を確認します。

当該事業年度開始日(西暦)	2025/4/1
---------------	----------

本年度末											
前期末残高	円	取崩額(合計値)		取崩額のうち資産取得分以外		積立額		今期末残高		積立限度額	
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1,800,000	円	300,000	円	100,000	円	500,000	円	2,000,000	円	7,700,000	円
各資金の明細											
		実施時期(年度)		所要額		取崩額(個別)		備考			
A(●●周年事業)	費用	2025	0	円	100,000	円	100,000	円			
B(施設改良)	資産	2026	400,000	円	400,000	円	200,000	円	200,000分のみ実施		
C(奨学金事業準備)	費用	2027	800,000	円	800,000	円	0	円			
D(インフラ整備)	資産	2028	1,000,000	円	1,000,000	円	0	円			
E(学術集会準備)	費用	2029	1,500,000	円	1,500,000	円	0	円			
F(▲▲施設取得)	資産	2035	4,000,000	円	4,000,000	円	0	円			

3. 公益充実資金の積立内訳、積立基準額の算定値（中期的収支均衡の50%超繰入れ時用）

中期的収支均衡の観点で、50%を超えて繰入れをする際に使用する公益充実資金の各種算定値を確認します。

各資金の明細	期首積立内訳(算定値)		残り必要額(算定値)		支出までの残存期間		活動毎積立基準額(算定値)		積立基準額(算定値)	
	費用	資産	費用	資産	年	年	円	円	円	円
A(●●周年事業)	0	93,506	0	306,494	0	1	-	306,494	1,462,229	円
B(施設改良)										円
C(奨学金事業準備)	187,013		612,987		2		306,494			円
D(インフラ整備)	233,766		766,234		3		255,411			円
E(学術集会準備)	350,649		1,149,351		4		287,338			円
F(▲▲施設取得)	935,065		3,064,935		10		306,494			円

4. 公益充実資金と公益目的事業費率、使途不特定財産上限との関連値

公益目的事業費率及び使途不特定財産上限との関係で、公益充実資金における必要な値を確認します。

各資金の明細	積立内訳(算定値、公益実施費用額に算入)		取崩内訳(公益実施費用額から控除)	
	費用	資産	費用	資産
A(●●周年事業)	0		100,000	
B(施設改良)	-		-	
C(奨学金事業準備)	51,948		0	
D(インフラ整備)	-		-	
E(学術集会準備)	97,403		0	
F(▲▲施設取得)	-		-	
合計	149,351		100,000	

新別表A 公益充実資金

認定規則第46条第1項第4号第7号

A	費用
特定の事業又は資産取得等の名称	●●周年事業
当該活動の内容	
計画期間(目的設定～実施)	西暦 年 月 ~ 年 月 月数 (0 月)
所要額の算定方法	

B	資産
特定の事業又は資産取得等の名称	施設改良
当該活動の内容	
計画期間(目的設定～実施)	西暦 年 月 ~ 年 月 月数 (0 月)
所要額の算定方法	

C	費用
特定の事業又は資産取得等の名称	奨学金事業準備
当該活動の内容	
計画期間(目的設定～実施)	西暦 年 月 ~ 年 月 月数 (0 月)
所要額の算定方法	

D	資産
特定の事業又は資産取得等の名称	インフラ整備
当該活動の内容	
計画期間(目的設定～実施)	西暦 年 月 ~ 年 月 月数 (0 月)
所要額の算定方法	

E	費用
特定の事業又は資産取得等の名称	学術集会準備
当該活動の内容	
計画期間(目的設定～実施)	西暦 年 月 ~ 年 月 月数 (0 月)
所要額の算定方法	

F	資産
特定の事業又は資産取得等の名称	▲▲施設取得
当該活動の内容	
計画期間(目的設定～実施)	西暦 年 月 ~ 年 月 月数 (0 月)
所要額の算定方法	

事業 年度	自		法人コード	
	至		法人名	

【別表B(1) 公益目的事業比率の算定総括表】

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率について審査します。)

公益目的事業比率の算定			
公益実施費用額(13欄より)	1		円
公益実施費用額+収益等実施費用額+管理運営費用額 (13、23、33欄の合計)	2		円
公益目的事業比率(1欄÷2欄)	3		%

公益実施費用額の計算			
公益目的事業に係る事業費の額(別表B(5) I 欄より)	4		円
調 整 額	土地の使用に係る費用額(別表B(5) II 欄より)	5	円
	融資に係る費用額(別表B(5) III 欄より)	6	円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5) IV 欄より)	7	円
	公益充実資金積立額(別表B(5) V 欄より)	8	円
	公益充実資金取崩額(別表B(5) VI 欄より)	9	円
	引当金の取崩額(別表B(5) VII 欄より)	10	円
	財産の譲渡損等(別表B(5) VIII 欄より)	11	円
	調整額計(5欄～11欄の計)	12	円
公益実施費用額(4欄+12欄)	13		円

収益等実施費用額の計算			
収益事業等に係る事業費の額(別表B(5) I 欄より)	14		円
調 整 額	土地の使用に係る費用額(別表B(5) II 欄より)	15	円
	融資に係る費用額(別表B(5) III 欄より)	16	円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5) IV 欄より)	17	円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5) V 欄より)	18	円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5) VI 欄より)	19	円
	引当金の取崩額(別表B(5) VII 欄より)	20	円
	財産の譲渡損等(別表B(5) VIII 欄より)	21	円
	調整額計(15欄～21欄の計)	22	円
収益等実施費用額(14欄+22欄)	23		円

管理運営費用額の計算			
管理費の額(別表B(5) I 欄より)	24		円
調 整 額	土地の使用に係る費用額(別表B(5) II 欄より)	25	円
	融資に係る費用額(別表B(5) III 欄より)	26	円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5) IV 欄より)	27	円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5) V 欄より)	28	円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5) VI 欄より)	29	円
	引当金の取崩額(別表B(5) VII 欄より)	30	円
	財産の譲渡損等(別表B(5) VIII 欄より)	31	円
	調整額計(25欄～31欄の計)	32	円
管理運営費用額(24欄+32欄)	33		円

No	
----	--

事業 年度	自		法人コード	
	至		法人名	

【別表B(2) 土地の使用に係る費用額の算定】

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率の計算に必要な、土地の使用に係る費用額の算定に用います。土地一筆ごとに1枚記載してください。)

土地の所在地	1			
面積	2	㎡	帳簿価額	3 円
1年度間の土地賃料相当額(7欄)より	4	円	土地の使用に当たり負担した費用額(固定資産税額等)	5 円
			事業費に算入すべきみなし費用額合計(4欄-5欄)	6 円
土地の賃料相当額(4欄)の算定根拠	7			
		別送資料		
土地の使用に当たり負担した費用額(5欄)の内容と算定根拠	8			
		別送資料		
9. 算入対象となる事業名と土地使用方法、配賦額				
事業		事業の内容及び各事業ごとの土地使用方法		配賦額
区分	番号			円
				円
土地の賃料相当額の各事業の費用額への配賦計算内訳(9欄の算出根拠)	10			
		別送資料		

No	
----	--

事業 年度	自		法人コード	
	至		法人名	

【別表B(3)融資に係る費用額の算定】

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率の計算に必要な、融資に係る費用額の計算に用います。)

事業番号	1	区分	番号
事業の内容	2		
貸付の内容	3		
貸付利率	4		
借入れをして 調達した場合の 利率	5		
費用額に算入 する額(7欄) の算定根拠	6		
		別送資料	
費用額に 算入する額	7	円	7欄の額を、別表B(5)Ⅲ(融資に係る費用額)へ転記してください。

No	
----	--

事業年度	自		法人コード	
	至		法人名	

【別表B(4)無償の役務の提供等に係る費用額の算定】

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率の計算に必要な、無償の役務提供等に係る費用額の算定に用います。役務提供等1件ごとに記載してください。)

役務提供等の名称	1			
役務提供等の内容	2			
役務提供等を受ける場所	3			
役務の提供があった事実を証する方法	4			
必要対価の額(役務提供の対価額)	5	円	支払対価の額(役務提供に対し実際に支払う額)	6 円
費用額に算入する総額(5欄-6欄)	7	円		
必要対価の額(5欄)の算定根拠(役務提供の延べ日数や、延べ人数、単価等の算定根拠を、詳しく記載してください。また、昨年度の実績等があれば記載してください。)	8			
		別送資料		
支払対価の額(6欄)の内容と算定根拠	9			
		別送資料		
10. 算入対象となる事業と配賦額				
事業		事業の内容及び事業の実施に対し、この役務の提供等が不可欠である理由を説明してください。		配賦額
区分	番号			
				円
				円
各事業の費用額への配賦(10欄)計算内訳	11			
		別送資料		

新別表G(事業費の形態別区分・配賦基準)【※財務諸表:事業費・管理費の形態別区分】

各会計区分別に経常費用の形態別分類別(中科目別)の費用額を記載してください(各事業別(公1、公2)や科目を細分化した記載も構いません。複数の計に共通して発生した費用がある場合には、各会計への配賦額とその配賦基準を記載してください。

(単位:円)

	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計	配賦基準
役員報酬					配賦基準:従事割合
					共通費用60を(公益5:収益3:法人2)で配分
給料手当					配賦基準:
臨時雇賃金					配賦基準:
賞与引当金繰入額					配賦基準:
退職給付費用					配賦基準:
福利厚生費					配賦基準:
旅費交通費					配賦基準:
通信運搬費					配賦基準:
減価償却費					配賦基準:
消耗什器備品費					配賦基準:
消耗品費					配賦基準:
修繕費					配賦基準:
印刷製本費					配賦基準:
燃料費					配賦基準:
光熱水料費					配賦基準:
賃借料					配賦基準:
保険料					配賦基準:
諸謝金					配賦基準:
租税公課					配賦基準:
支払負担金					配賦基準:
支払助成金					配賦基準:
支払寄付金					配賦基準:
委託費					配賦基準:
為替差損					配賦基準:
雑費					配賦基準:
費用計					

新別表C(1)～(4) 使途不特定財産額

認定規則第46条第1項第6号

【別表C(1)使途不特定財産額の保有制限の判定】

事業年度	自		法人コード	
	至		法人名	

この様式では、使途不特定財産額が、使途不特定財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。
使途不特定財産額は、以下の計算により算定します。

$$\text{使途不特定財産額} = \text{資産} - (\text{負債} + \text{一般社団・財団法人法第131条の基金}) - (\text{控除対象財産} - \text{控除対象財産の対応負債の額} \times) - \text{予備財産額}$$

※対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。
なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算されることになってしまうためです。

1. 使途不特定財産額の計算に必要な数値の作成(下記3.及び4.に必要な数値を作成します。)

資産の部			負債の部		
控除対象財産の額(●●から転記)	2	円	控除対象財産に直接対応する負債の額	6	円
流動資産(控除対象財産以外)の額		円	流動資産(控除対象財産以外)に直接対応する負債の額	7	円
固定資産(控除対象財産以外)の額		円	固定資産(控除対象財産以外)に直接対応する負債の額	8	円
			引当金勘定の合計額	9	円
			その他負債(各資産に直接対応しない負債)の額	10	円
			負債の合計額	11	円
			純資産の部		
			一般社団・財団法人法第131条の基金の額		円
			指定純資産の額		円
			一般純資産の額		円
資産計	5	円	負債の部及び純資産の部合計	11	円

2. 使途不特定財産額の保有上限額(＝公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額)の計算

事業年度(過去5年間)	公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額
R7.4.1～R8.3.31	円
R8.4.1～R9.3.31	円
R9.4.1～R10.3.31	円
R10.4.1～R11.3.31	円
R11.4.1～R12.3.31	円

20 保有上限額	
<input checked="" type="checkbox"/> 基本(過去5年間の平均値)	円
<input type="checkbox"/> 当該事業年度の値	円
<input type="checkbox"/> 前事業年度の値	円

(当該事業年度又は前事業年度を選択する場合理由を記載)

(当該事業年度にける公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額)

当該事業年度	円
損益計算書上の公益目的事業に係る事業費(一般純資産及び指定純資産に係るもの)の額	円
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ商品等譲渡に係る原価相当額	円
公益充実資金の積立額(上限あり)(●●から転記)	円
計	0円

公益実施費用額から控除する引当金の取崩額	円
財産の譲渡損、評価損等の額	円
公益充実資金の取崩額(●●から転記)	円
控除額計	0円

3. 使途不特定財産額の計算

資産 5欄	24	0円	控除対象財産の額 2欄	27	0円
負債 11欄	25	0円	対応負債の額 39欄	28	0円
一般社団・財団法人法第131条の基金 12欄	26	0円	予備財産額	29	0円
			使途不特定財産額 24欄-25欄-26欄-27欄+28欄-29欄(0以下の場合は0)	30	0円

4. 控除対象財産に対応負債の額の計算(次の2つの方法のうちいずれかをリストから選択してください。)

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法			公益法人認定法施行規則第36条第7項の方法			公益法人認定法施行規則第36条第8項の方法		
控除対象財産の額 2欄	31	0円	控除対象財産の額 2欄	31	0円	控除対象財産の額 2欄	31	円
控除対象財産に直接対応する負債の額 6欄	32	0円	指定純資産の額	33	0円	指定純資産の額	33	円
引当金勘定の合計額 9欄	35	円	31欄-32欄-33欄	34	0円	31欄-33欄	34	0円
各資産に直接対応する負債の額 6欄+7欄+8欄	36	0円	引当金勘定の合計額 9欄	35	円	引当金勘定の合計額 9欄	35	円
その他負債の額 10欄(11欄-35欄-36欄と同額)	37	0円	各資産に直接対応する負債の額 6欄+7欄+8欄	36	0円	その他負債の額 11欄-35欄	37	0円
一般純資産の額	38	0円	その他負債の額 10欄(11欄-35欄-36欄と同額)	37	0円	一般純資産の額	38	0円
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	0円	一般純資産の額	38	0円	対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	円

【判定結果】

使途不特定財産額の保有上限額 20欄	40	
使途不特定財産額 30欄	41	
使途不特定財産額の保有上限額の超過の有無	42	

【別表C(2)控除対象財産(使途拘束資産)の明細】

※ 法人の管理運営に用いる財産については、事業番号の欄に「管」と記載してください。

1. 公益目的保有財産(継続して公益目的事業の用に供する公益目的事業財産)

番号	財産の名称	場所 面積、構造、物量等	事業区分 ※ 事業番号	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況 等)	帳簿価額			
					前期末	期末	前期末	期末
					円	円	円	
					円	円	円	
計(A)					0円	0円	0円	0

2. 法人活動保有財産(公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産)

番号	財産の名称	場所 面積、構造、物量等	事業区分 ※ 事業番号	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況 等)	帳簿価額			
					前期末	期末	前期末	期末
					円	円	円	
					円	円	円	
計(A)					0円	0円	0円	0

3. 公益充実資金(A●より)

帳簿価額			
前期末	取崩額	積立額	期末(C)
0円	0円	0円	0円

4. 資産取得資金(公益以外の法人活動保有財産の取得又は改良)(C(3)より)

番号	資金の名称	収・管	帳簿価額		帳簿価額		共用
			前期末	取崩額	積立額	期末	共用
			円	円	円		円
			円	円	円		円
計(D)			0円	0円	0円		0円

5. 特定費用準備資金(公益以外の特定の活動の実施)(C(4)より)

番号	資金の名称	収・管	帳簿価額		帳簿価額		共用
			前期末	取崩額	積立額	期末	共用
			円	円	円		円
			円	円	円		円
計(D)			0円	0円	0円		0円

6. 指定寄附資金(交付者の定めた使途に充てるために保有している財産)(公益のみ。1又は2に記載した財産は含まれま

番号	資金の名称	区分 (公、公 1・公2)	交付者の定めた用途	帳簿価額			
				前期末	当期増加額	当期減少額	期末
				円	円	円	円
				円	円	円	円
計(F)				0円	0円	0円	0円

6-2. 指定寄附資金(交付者の定めた用途に充てるために保有している財産)
(公益目的事業以外。1又は2に記載した財産は含まれます。)

番号	資金の名称	区分 (公、公 1・公2)	交付者の定めた用途	帳簿価額			
				前期末	当期増加額	当期減少額	期末
				円	円	円	円
				円	円	円	円
計(F)				0円	0円	0円	0円

控除対象財産の額(A~Fの合計)	前期末	期末
		円

【別表C(3) 資産取得資金】

控除対象財産(使途拘束資産)における4. 資産取得資金の明細となります。

事業 番号			資産取得資金の名称 (貸借対照表科目名)			
対象となる資産の名称						
当該資産の目的						
計画期間(事業年度)			年度 ~			年度 (1 年間)
資産取得等予定時期						
資産の取得等に必要な額の 算定方法						
資産全体に占める公益目的 事業以外に使用する割合(%)*1 (共用財産の場合のみ)		%	資産全体に占める 公益目的事業以外に 使用する割合の説明 (共用財産の場合のみ)			
当該事業年度の目的外取崩し (当該事業年度に取崩しを 行った場合のみ)						

※1 資産の区分が可能な場合には資産の配賦割合を、物理的な特定が困難で一の資産とした場合には使用割合を記載してください。

1. 控除対象財産における資産取得資金の計算

【当年度後3年間の計画】(経過年度は実測値を記載)

年度	利益の※2 繰入割合	積立額	取崩額	資産取得資金の額 (累計)	年度末の積立限度額
3年度前		円	円	円	円
前々年度		円	円	0円	円
前年度		円	円	0円	円
当年度		円	円	0円	円
次年度		円	円	0円	円
次々年度		円	円	0円	円
3年度後		円	円	0円	円

※2 当該年度の収益事業等の利益の繰入割合を選択してください。

【別表C(4) 特定費用準備資金】

控除対象財産における5. 特定費用準備資金の明細となるほか、別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表における特定費用準備資金当期積立額及び取崩額の算出に用います。

事業番号			特定費用準備資金の名称 (貸借対照表科目名)			
将来の特定の活動の名称						
当該活動の内容						
計画期間(事業年度)			年度 ~			年度 (1 年間)
当該活動の実施予定時期						
積立限度額の算定方法						
当該事業年度の目的外取崩し (当該事業年度に取崩しを行った場合のみ)						

1. 控除対象財産における特定費用準備資金並びに公益目的事業比率における当期積立額及び取崩額の計算

【計画全体】(経過年度は実測値を記載)

年度	利益の※1 繰入割合	積立額	取崩額	特定費用準備資金の額 (累計)	年度末の積立限度額
0		円	円	0円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円

※1 当該年度の収益事業等の利益の繰入割合を選択してください。(将来の年度は、記載不要です。)

【当年度】(計画全体のうち、当年度分の数字を転記)

年度	積立額	取崩額	特定費用準備資金の額 (累計)	積立限度額
	0円	0円	0円	0円

算出した数値を、各事業別に、それぞれ、別表B(5) V (特定費用準備資金当期積立額)及び別表B(5) VI (特定費用準備資金当期取崩額)に転記してください。

新別表C 公益目的事業継続予備財産

認定規則第46条第1項第8号

事業 年度	自		法人コード	
	至		法人名	

【公益目的継続事業予備財産】

公益目的継続事業予備財産を保有する場合には、以下の事項について記載ください。

①保有の必要性		公益目的継続事業予備財産を保有する必要性を記載ください。以下の i ~ iv の観点からの御説明が考えられます。 i 公益法人の事業内容、ii 資産及び収支の状況、iii 災害その他の予見し難い事由の発生により想定される公益目的事業の継続が困難となる事態、iv 不測の事態に備えた平時の取組			
②限度額		円	上記①の必要性に基づき必要となる金額とその理由・根拠を記載ください。		
③公益目的継続事業予備財産額		使途不特定財産額から控除される予備財産額は、「上記②限度額」又は「使途の定まっていない公益目的事業財産(対応する負債を除く)の額」のいずれも超えることはできません。			
②限度額		使途の定まっていない公益目的事業財産(対応する負債を除く)の額(※)		公益目的継続事業予備財産額	
	円	円	⇒	円	
(※)使途の定まっていない公益目的事業財産(対応する負債を除く)の額＝公益目的事業会計の資産額－負債の差額－公益目的事業会計の控除対象財産(対応する負債を除く)の額で算定					

新別表G(事業費の形態別区分・配賦基準)【※財務諸表:事業費・管理費の形態別区分】

各会計区分別に経常費用の形態別分類別(中科目別)の費用額を記載してください(各事業別(公1、公2)や科目を細分化した記載も構いません。複数の計に共通して発生した費用がある場合には、各会計への配賦額とその配賦基準を記載してください。

(単位:円)

	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計	配賦基準
役員報酬					配賦基準:従事割合
					共通費用60を(公益5:収益3:法人2)で配分
給料手当					配賦基準:
臨時雇賃金					配賦基準:
賞与引当金繰入額					配賦基準:
退職給付費用					配賦基準:
福利厚生費					配賦基準:
旅費交通費					配賦基準:
通信運搬費					配賦基準:
減価償却費					配賦基準:
消耗什器備品費					配賦基準:
消耗品費					配賦基準:
修繕費					配賦基準:
印刷製本費					配賦基準:
燃料費					配賦基準:
光熱水料費					配賦基準:
賃借料					配賦基準:
保険料					配賦基準:
諸謝金					配賦基準:
租税公課					配賦基準:
支払負担金					配賦基準:
支払助成金					配賦基準:
支払寄付金					配賦基準:
委託費					配賦基準:
為替差損					配賦基準:
雑費					配賦基準:
費用計					

別添 法人の組織について(公益社団法人用) (公益認定を受けた後の法人の組織について記載してください。)

(認定規則第7条第3項第3号(認定法第5条第2号、第13号、第15号等に該当することを説明した資料)

(1) 社員の状況

社員の数	人
(代議員制を採用している場合) 社員(代議員)を選出する会員の数(注1)	人
社員の資格の得喪に関する定款の条項(注2)	
法人の目的、事業内容に照らして当該条項が合理的な関連性及び必要性があることについて	
社員の議決権に関する定款の条項	
社員の議決権に関して当該条項により社員ごとに異なる取扱いをしている場合、法人の目的に照らして不当に差別的な取扱いをしないものであることについて	

(2) 理事及び監事の数

	常勤	非常勤	計
理事の数	人	人	0人
監事の数	人	人	0人

(3) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称

(4) 会員等について(注3)

会員等区分の名称	会員の数
	人
	人

(5) 職員について

職員の数	人	うち常勤	人
------	---	------	---

注1 定款において、資格を有する者(会員)の中から社員(代議員)を選出する規定を設けている法人については、当該会員の数を記載してください。

注2 定款のほかに、社員の資格の得喪に関する細則を定めている場合には、添付してください。

注3 定款において会員等を置く旨が定められている場合、定款のほかに会員等の位置づけ及び会費に関する細則を定めているときは、これらの細則を添付するとともに、本欄に会員等の区分ごとの数を記載してください。

別添 法人の組織について(公益財団法人用) (公益認定を受けた後の法人の組織について記載してください。)

(認定規則第7条第3項第3号(認定法第5条第2号、第13号等に該当することを説明した資料)

(1) 評議員について

	常勤	非常勤	計
評議員の数	人	人	0 人
評議員に対する報酬等の支給の額を定める定款の条項を記載してください。			
定款の条項			

(2) 理事及び監事について

	常勤	非常勤	計
理事の数	人	人	0 人
監事の数	人	人	0 人

(3) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称

(4) 会員等について(注)

会員等区分の名称	会員の数
	人
	人

(5) 職員について

職員の数	人	うち常勤	人

注 定款において会員等を置く旨が定められている場合、定款のほかに会員等の位置づけ及び会費に関する細則を定めているときは、これらの細則を添付するとともに、本欄に会員等の区分ごとの数を記載してください。

別添 株式等の保有状況

(規則第7条第3項第2号)

(認定法第5条第10号に適合することを説明した資料)

事業 年度	自		法人コード	\$corp_code
	至		法人名	\$corp_name

他の団体の意思決定に関与することができる財産保有の有無

他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の認定法施行規則第4条で定める財産について、保有の有無、保有している場合には、その内容を記載してください。

なお、上場企業の株式であって、当該企業の株式等の5%を超えない範囲で保有するものについては、記載を不要とします。

保有の有無				
他の団体の意思決定に関与することができる財産の内容				議決権の割合 (注)
他の団体の名称	財産の名称	当該他の団体の主な業務の内容※		
				%
				%

※ 上場企業については、当該企業の業務の内容については記載不要です。

注 正確な数字を把握していない場合には、概数を記載してください。

別添 経理的基礎の説明

事業年度	自	#REF!	法人コード	\$corp_code
	至	#REF!	法人名	\$corp_name

公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎

1. 財政基盤の明確化

[1]寄附金収入等(注1)がある場合の収入見積りの適切性

(1)寄附金収入がある場合

寄附金収入の額	円
---------	---

寄附金収入のうち、大口拠出者上位5者までの氏名又は名称及び寄附金の額について、記載してください。

順位	大口拠出者の氏名又は名称	寄附金の額
		円
		円
		円
		円
		円

公益目的事業以外のために用途を特定した寄附金がある場合には、その寄附ごとに特定の内容がわかる書類(寄附規定、募金要綱等)を添付してください。

(2)会費収入(注2)がある場合

会費収入の額	円
--------	---

積算の根拠について、近年の会費収入の納入実績及び納入者の延べ数を記載してください。

--

(3)借入れの予定がある場合(注3)

借入れ予定の額	円
---------	---

借入れの計画について、記載してください。

借入れ先	借入れ予定の額	借入れ予定の時期	借入れの目的及び返済計画
	円		
	円		

2. 情報開示の適正性(注4)

法人の体制に応じて、次の(1)から(3)までのいずれかを選択して記載してください。

(1) 公認会計士又は税理士である者が監事を務めている場合	当該監事の氏名	
	公認会計士・税理士の別	
(2) (1)以外の場合であって、費用及び損失の額又は収益の額が1億円未満の場合	営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名	
	当該監事の経理事務経験について右欄に記載してください。	
(3) (1)又は(2)以外の場合	公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者による関与について説明してください。	

注1 申請書に添付した収支予算書の期首から期末までの間に寄附金収入がある場合には寄附金の大口拠出上位5者までの見込み、会費収入がある場合には積算の根拠、借入れの予定があればその計画について記載してください。

注2 会費については、名称を問わず、法人が定款で定めた会員等に対して会費として徴収しているものを記載してください。

注3 複数の借入れ予定がある場合には、借入れ先ごとに記載してください。

注4 会計監査人による外部監査を受けている法人は、「情報開示の適正性」の欄の記載は不要です。

別添 役員等名簿

規則第7条第3項第2号・第3号(認定法5条第15号、第16号等に該当することを説明した資料)

事業 年度	自		法人コード	
	至		法人名	

理事等の名簿

1. 評議員(公益財団法人の場合のみ)

フリガナ(姓/名)	氏名(姓/名)		常勤 非常勤	生年月日	性別	住所		
						郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等

2. 理事

代表理事は、その者の「代表理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ(姓/名)	氏名(姓/名)		常勤 非常勤	生年月日	性別	住所			代表 理事	外部 理事
						郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等		

3. 監事

フリガナ(姓/名)	氏名(姓/名)		常勤 非常勤	生年月日	性別	住所			外部 監事
						郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等	

4. 備考

- ※ 公益法人としての最初の評議員(一般財団法人の場合)、理事、監事を記載してください。
 なお、申請日現在、社員総会等における選任がまだの者がいる場合でも、申請自体は可能ですが、その場合は、その者の氏名等は名簿に記載せずに、申請後に就任予定者の追加の予定がある旨(追加予定日・人数等)を4.備考に記載してください。
 また、申請後に選任を行い、その者を追加した名簿を、速やかに提出してください。
- ※ 行政庁は、理事等の住所地の市町村に確認する場合がありますので、居所(例:会社の所在地)ではなく、生活の本拠たる住所(民法22条、23条)を記載してください。

確 認 書



殿

法人の名称



代表者の氏名



公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下、「認定法」という。）第7条第1項の認定の申請をするに際し、当法人は、下記1のすべての事項に適合し、かつ、下記2及び下記3のいずれの事項にも該当しないことを確認しました。

記

- 1 認定法第5条第10号から第12号まで、第15号及び第16号に規定する公益認定の基準
- 2 認定法第6条第1号イからニまでに規定する欠格事由
- 3 認定法第6条第2号、第3号及び第6号に規定する欠格事由

 : 確認しました

確認書の提出に当たっての注意事項

確認書に係る公益認定の基準及び欠格事由の関連条文及びその内容は下記のとおりです。

確認書の提出に当たっては、下記の公益認定の基準に適合していること及び欠格事由に該当しないことを必ず確認してください。

記

1-1 (親族等である理事又は監事の合計数の制限)

認定法第5条第10号

各理事について、当該理事及び当該理事と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は三親等内の親族である関係その他の特別な利害関係として認定法施行令第4条で定めるものをいう。）である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とする。

1-2 (相互に密接な関係にある者である理事又は監事の合計数の制限)

認定法第5条第11号

他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして認定法施行令第5条で定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とする。

1-3 (理事と監事の特別利害関係の排除)

認定法5条12号

各理事について、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）と特別利害関係を有しないものであること

1-4 (外部理事)

認定法5条15号・認定規則第4条（注 収益3000万円未満かつ費用・損失3000万円未満の法人について適用除外）
理事のうち一人以上が、以下の外部理事となれない者のいずれにも該当しないこと

【外部理事になれない者】

- ・当該法人又はその子法人※1の業務執行理事又は使用人でなく、かつその就任の前十年間当該法人又は子法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者
- ・当該法人が一般社団法人である場合には、その社員
- ・上記社員が法人である場合には、その役員及び使用人
- ・当該法人が一般財団法人である場合には、その設立者
- ・上記設立者が法人である場合には、当該法人及び子法人※2の役員及び使用人

1-5 (外部監事)

認定法5条16号・認定規則5条

監事（監事が2人以上ある場合にあっては、監事のうち1人以上）が、以下の外部監事となれない者のいずれにも該当しないこと

【外部監事になれない者】

- ・その就任の前10年間当該法人又は子法人※1の理事又は使用人であったことがない者
- ・当該法人が一般社団法人である場合には、その社員
- ・上記社員が法人である場合には、その社員
- ・当該法人が一般財団法人である場合には、その設立者
- ・上記設立者が法人である場合には、当該法人及び子法人※2の役員及び使用人

(1-4及び1-5の用語について)

子法人※1：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）。以下「一般社団・財団法人法」という。）第2条第4号に規定する子法人（一般社団法人又は一般財団法人がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの）

業務執行理事：一般社団・一般財団法人法第115条（同法198条において準用する場合を含む。）に規定する業務執行理事

役員：認定規則第1条第3項第2号イに規定する、役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者）

子法人※2：認定規則第1条第1項に規定する子法人（当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人）

2-1 (理事、監事及び評議員の欠格事由)

認定法第6条第1号イ、ロ、ハ、ニ

理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者がいる。

- (1) 公益法人が認定法第29条第1項又は第2項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該公益法人の業務を行う理事であった者で、その取消の日から5年を経過しない者
- (2) 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ・ 認定法の規定に違反したこと
 - ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に違反したこと
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）に違反したこと
 - ・ 刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2第1項、第222条又は第247条の罪を犯したこと
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）第1条、第2条又は第3条の罪を犯したこと
 - ・ 国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに関する罪を定めた規定に違反したこと
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

3-1 (公益認定取消履歴)

認定法第6条第2号

認定法第29条第1項又は第2項の規定による公益認定の取消の日から5年を経過していない。

3-2 (定款又は事業計画書の内容の法令等違反)

認定法第6条第3号

定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反している。

3-3 (暴力団員等による事業活動の支配)

認定法第6条第6号

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配している。

様式第四号(第五十六条関係)

年 月 日

殿

法人の名称
代表者の氏名

事業計画書等に係る提出書

下記に掲げる事業計画書等について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第22条第1項の規定により、提出します。

記

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- 4 当該事業年度開始の日において行う公益目的事業の種類又は内容、収益事業等の内容について記載した書類
- 5 1から4までに掲げる書類について理事会(社員総会又は評議員会の承認を受けた場合にあっては、当該社員総会又は評議員会)の承認を受けたことを証する書類
(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

事業	自		法人コード	\$corp_code
年度	至		法人名	\$corp_name

資金調達及び設備投資の見込みについて(認定規則第45条第3号)

(1) 資金調達の見込みについて

当期中における借入れの予定の有無を記載し、借入れ予定がある場合は、その借入先等を記載してください。

借入れの予定					
事業 区分	番号	借入先	金額		用途
				円	
			円		

(2) 設備投資の見込みについて

当期中における重要な設備投資(除却又は売却を含む。)の予定の有無を記載し、設備投資の予定がある場合には、その内容等を記載してください。

設備投資の予定					
事業 区分	番号	設備投資の内容	支出又は収入の 予定額		資金調達方法 又は取得資金の用途
				円	
			円		

- 4 当該事業年度開始の日において行う公益目的事業の種類又は内容、収益事業等の内容について記載した書類

【公益認定申請書類 参照】

別紙2 法人の事業について

様式第五号(第五十七条関係)

年 月 日

殿

法人の名称
代表者の氏名

事業報告等に係る提出書

下記に掲げる財産目録等について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第22条第1項の規定により、提出します。

記

- 1 財産目録
 - 2 役員等名簿
 - 3 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類
 - 4 社員名簿
 - 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第129条第1項(同法第199条において準用する場合を含む。)に規定する計算書類等
 - 6 キャッシュ・フロー計算書
 - 7 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第46条第1項第2号に掲げる書類
 - 8 規則第46条第1項第3号に掲げる書類
 - 9 規則第46条第1項第4号から第11号までに掲げる書類
 - 10 規則第57条第1項第2号に掲げる書類
 - 11 滞納処分に係る国税の確認書及び地方税の納税証明書(財産目録等を提出する公益法人が納付すべき地方税に係るものに限る。)
- (備考)
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
 - 2 6の提出は、作成している場合又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号の規定により会計監査人を設置しなければならない場合に限る。

法人の基本情報

法人の名称	#REF!		
設立登記日(注)			
法人の目的			
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等	
	0	至	

運営組織に関する重要な事項(規則第46条第1項第2号)【公益社団法人用】

(1) 社員の数その他の状況

社員の数	人
(代議員制を採用している場合) 社員(代議員)を選出する会員の数(注1)	人
社員の資格の得喪に関する定款の条項(注2)	法人の目的、事業内容に照らして当該条項が合理的な関連性及び必要性があることについて
社員の議決権に関する定款の条項	社員の議決権に関して当該条項により社員ごとに異なる取扱いをしている場合、法人の目的に照らして不当に差別的な取扱いをしないものであることについて

注1 定款において、資格を有する者(会員)の中から社員(代議員)を選出する規定を設けている法人については、当該会員の数を記載してください。

注2 定款のほかに、社員の資格の得喪に関する細則を定めている場合には、添付してください。

(2) 理事及び監事のその他の状況

	理事又は監事の数		報酬等の総額	
		(うち常勤)	報酬等の総額	うち、退職手当の額
理事	人	人	円	円
監事	人	人	円	円

(3) 公益法人から受ける財産上の利益が2000万円を超える理事、監事及び評議員について

財産上の利益の額	当該額を必要とする理由

(4) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称

(5) 職員について

職員の数	人	うち常勤	人
------	---	------	---

(6) 社員総会等の開催状況について

	開催年月日	主な決議事項等
社員総会		
社員総会		
理事会		
理事会		

(7) 情報開示の適正性及び経理的基礎を担保する状況について

ア: 法人の体制に応じて、次の(1)から(3)までのいずれかを選択して記載してください。

※会計監査人による外部監査を受けている法人は記載不要です。

(1) 公認会計士又は税理士である者が監事を務めている場合	当該監事の氏名	
	公認会計士・税理士の別	
(2) (1)以外の場合であって、費用及び損失の額又は収益の額が1億円未満の場合	営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名	
	当該監事の経理事務経験について右欄に記載してください。	
(3) (1)又は(2)以外の場合	公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者による関与について説明してください。	

イ: 会員等について(注3)

会員等区分の名称	会員の数
	人
	人

注3 定款において会員等を置く旨が定められている場合、定款のほかに会員等の位置づけ及び会費に関する細則を定めるときは、これらの細則を添付するとともに、本欄に会員等の区分ごとの数を記載してください。

法人の基本情報

法人の名称	#REF!		
設立登記日(注)			
法人の目的			
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等	
	0	0	

運営組織に関する重要な事項(規則第46条第1項第2号)【公益財団法人用】

(2) 評議員、理事及び監事のその他の状況

	評議員、理事又は監事の数		報酬等の総額	
		(うち常勤)	報酬等の総額	うち、退職手当の額
評議員	人	人	円	円
理事	人	人	円	円
監事	人	人	円	円

定款の条項	
-------	--

(3) 公益法人から受ける財産上の利益が2000万円を超える理事、監事及び評議員について

財産上の利益の額	当該額を必要とする理由

(3) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称

(4) 会員等について(注)

会員等区分の名称	会員の数
	人
	人

(5) 職員について

職員の数	人	うち常勤	人
------	---	------	---

(6) 評議員会等の開催状況について

	開催年月日	主な決議事項等
--	-------	---------

評議員会		
評議員会		
理事会		
理事会		

(7) 情報開示の適正性及び経理的基礎を担保する状況について

ア: 法人の体制に応じて、次の(1)から(3)までのいずれかを選択して記載してください。

※会計監査人による外部監査を受けている法人は記載不要です。

(1) 公認会計士又は税理士である者が監事を務めている場合	当該監事の氏名	
	公認会計士・税理士の別	
(2) (1)以外の場合であって、費用及び損失の額又は収益の額が1億円未満の場合	営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名	
	当該監事の経理事務経験について右欄に記載してください。	
(3) (1)又は(2)以外の場合	公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者による関与について説明してください。	

イ: 会員等について(注3)

会員等区分の名称	会員の数
	人
	人

注3 定款において会員等を置く旨が定められている場合、定款のほかに会員等の位置づけ及び会費に関する細則を定めるときは、これらの細則を添付するとともに、本欄に会員等の区分ごとの数を記載してください。

◆ 添付書類——事業・組織体系図



複数の事業又は複数の組織（施設や事業所等）がある法人は、法人全体の事業・組織の全体像、そして別紙 3 の掲げる各事業の位置づけや関連性の状況を、簡潔に説明していただく資料として、次の作成例を参考に事業・組織体系図を作成し、添付してください（事務所や事業所等法人を構成する組織が単一で、かつ、その行う事業〔下の作成例に示す第三階層を構成する事業〕が単一の法人は、作成する必要はありません。）。

なお、事業所については、従たる事務所としての登記の有無にかかわらず記載してください。

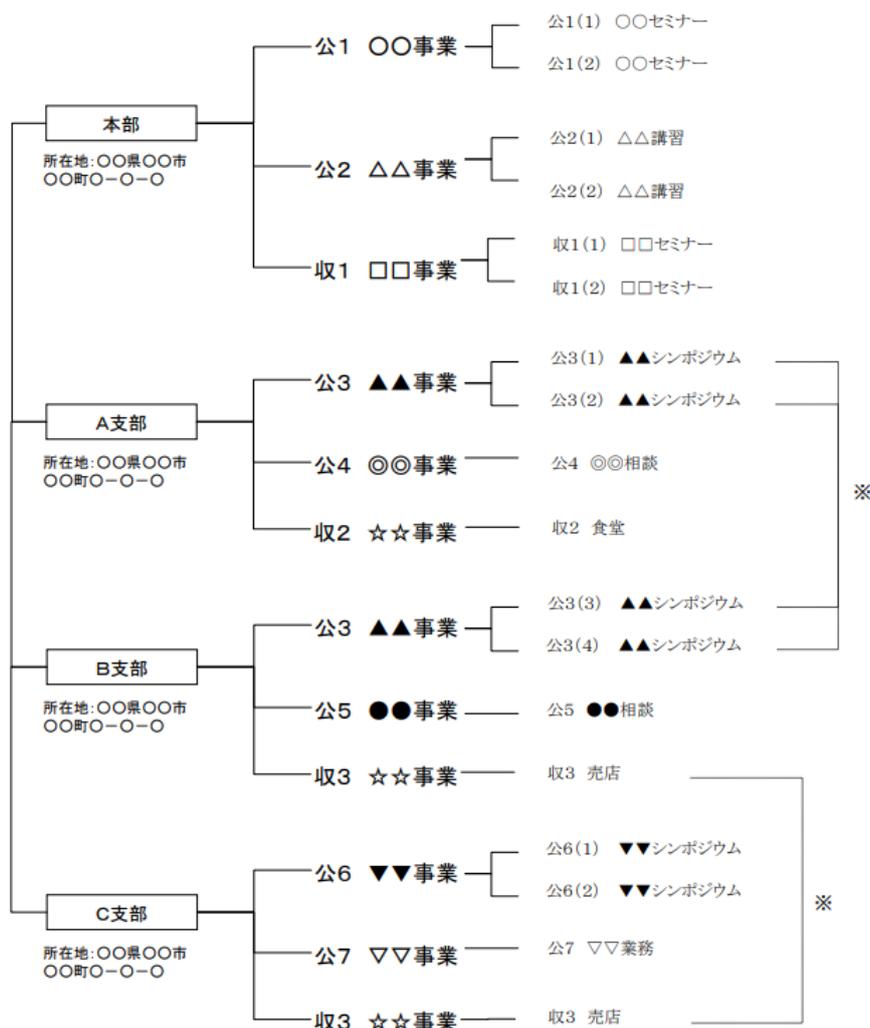
当該事業年度の末日時点における状況を記載してください。なお、既に行政庁に提出している場合であって、その内容に変更がない場合は、提出不要です。

<作成例>

事業・組織体系図の作成上の留意点

- ① 一番左の階層（下図の「本部」の階層。「第一階層」という。）には、本部、各施設（又は各支部）を記載してください。その際、施設や事業所、支部事業所の所在地を併せて記載してください。（本部しかない場合には、この階層は記載する必要はありません。）
- ② 第一階層の右の階層（下図の「公1 ○○事業」の階層。「第二階層」という。）には、「事業の一覧」の事業番号と事業を記載してください。
- ③ 第二階層の右の階層（下図の「公1(1) ○○セミナー」の階層。「第三階層」という。）には、第二階層を構成する事業を記載してください。（組織が単一の場合において、第三階層を構成する事業が一つしかない場合は、この事業・組織体系図を作成する必要はありません。）

事業・組織体系図の例



（※）複数の施設（又は支部）において、事業の実態等から類似、関連するものがあれば括弧も構いません。

事業年度	自		法人コード	\$corp_code
	至		法人名	\$corp_name

【事業活動に関する重要な事項(規則第46条第1項第3号)】

(1) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	0 円	うち個人から	円
		うち法人から	円

0

(2) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	円
-------------	---

(3) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	0 円	負債額	0 円
		正味財産額	0 円
		うち公益目的事業会計の純資産額	0 円

(4) 他の団体の意思決定に関与することができる財産保有の有無

保有の有無		当該他の団体の主な業務の内容	議決権の割合 (注)
他の団体の名称	財産の名称		
			%
			%

2

1

1

※ 上場企業の株式であって、当該企業の株式等の5%を超えない範囲で保有するものについては、記載を不要とします。

また、上場企業については、当該企業の業務の内容について省略して差し支えありません。

注 正確な数字を把握していない場合には、概数を記載してください。

(4) 関連当事者との取引に関する事項及びその明細

関連当事者との取引の有無	
--------------	--

関連当事者との取引がある場合には、財務諸表に注記されます。

(5) 海外への送金に関する事項

海外送金等取引の有無		リスク軽減策の有無	
------------	--	-----------	--

記入に当たっては、ガイドライン第5章第4(2)ウivを参照してください。

新別表A 中期的収支均衡(50%繰入の場合)

認定規則第46条第1項第4号

下表の水色欄(■)を記載ください。黄色欄(■)は自動計算されます。

0. 前事業年度に算定した残存剰余額・残存欠損額・特例算定残存欠損額

前事業年度から繰り越した、過去の黒字・赤字を確認します。

発生事業年度	残存剰余額	残存欠損額	特例算定残存欠損額
a R7.4.1~R8.3.31	■	■	■
b R8.4.1~R9.3.31	■	■	■
c R9.4.1~R10.3.31	■	■	■
d R10.4.1~R11.3.31	■	■	■
e R11.4.1~R12.3.31	■	■	■

1. 公益目的事業会計全体の当該事業年度の収支比較

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

	収入	費用	収入≧費用		収入<費用	
			年度剰余額 (収入-費用)	円	円	年度欠損額 (費用-収入)
公益目的事業会計の損益計算書(一般純資産に係るものに限る)の経常収益、経常費用	■	■				
減価償却費に係る調整(経常費用の控除対象)	■	△				
公益充実資金に関する収支(当期の取崩額(公益目的事業財産の取得等に係る部分を除く)を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載)	■	■				
収益事業等から生じた利益の繰入額	■	■				
その他の事業(相互扶助等事業)から生じた利益の繰入額	■	■				
合計	■	■	■	■	■	■

2. 年度剰余額/年度欠損額と残存剰余額/残存欠損額との通算

年度剰余額がある場合は、残存剰余額と通算し、年度欠損額がある場合は、残存剰余額と通算します。

年度剰余額がある場合	年度剰余額	通算額 (残存欠損額)	暫定残存剰余額 (A-C)		通算した残存剰余額 の発生事業年度		e
			A	C	通算額	通算額に 残る額	
B	■	■	■	■	■	■	■
年度欠損額がある場合	年度欠損額	通算額 (残存剰余額)	残存欠損額 (B-E)		通算した残存剰余額 の発生事業年度		e
	■	■	■	■	■	■	d
			通算額		通算額に 残る額		c
			H		通算額に 残る額		b
							a
							d
							e

3. 暫定残存剰余額又は残存剰余額の解消

2. の通算後に暫定残存剰余額又は残存剰余額が残る場合、その額を公益目的保有財産の取得等に充てることによって解消することができる。【⇒解消業の内容は別様式に記載】

解消対象となる剰余額	a/G-a	b/G-b	c/G-c	d/G-d	e/G-e	暫定残存剰余額(D)
I 解消額						円
J 翌事業年度に繰り越す残存剰余額						円

年度剰余額がある場合、a-eの残存剰余額とDを記載、年度欠損額がある場合、Gで計算したa-eを記載(「暫定残存剰余額(D)」の欄は0)。

4. 当該事業年度の残存剰余額・残存欠損額・特例算定残存欠損額

翌事業年度に繰り越される黒字・赤字を基に、中期的収支均衡が図られているかを確認します。

発生事業年度	残存剰余額	残存欠損額	特例算定残存欠損額
a R7.4.1～R8.3.31	円		
b R8.4.1～R9.3.31	円	円	円
c R9.4.1～R10.3.31	円	円	円
d R10.4.1～R11.3.31	円	円	円
e R11.4.1～R12.3.31	円	円	円
f R12.4.1～R13.3.31	円	円	0 円

0より大きい場合、均衡を欠くことになる

Jの数値が記載
 年度剰余額があった場合、Eの数値を記載、年度欠損額があった場合、前事業年度に算定した数値を記載
 通常の方法の場合、前事業年度に算定した数値を記載

新別表A (50%超繰入の場合)

認定規則第46条第1項第4号

下表の水色欄(■)を記載ください。黄色欄(■)は自動計算されます。

0. 前事業年度に算定した残存剰余額・残存欠損額・特例算定残存欠損額

前事業年度から繰り越した、過去の黒字・赤字を確認します。

発生事業年度	残存剰余額	残存欠損額	特例算定残存欠損額
a R7.4.1~R8.3.31	円		
b R8.4.1~R9.3.31	円	円	円
c R9.4.1~R10.3.31	円	円	円
d R10.4.1~R11.3.31	円	円	円
e R11.4.1~R12.3.31	円	円	円

1. 特例算定の可否の確認

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等をキャッシュベースで比較し、資金不足が発生する(特例収入が特例費用を上回る)場合に特例算定(収益の50%を超える繰入れ)をすることができます。

	特例収入	特例費用
公益目的事業会計の損益計算書(一般純資産に係るものに限る)の経常収益、経常費用	円	円
減価償却費に係る調整(経常費用の控除対象)	円	△ 円
公益資金に関する収支(当期の取崩額を「収入」欄に、積立額(上限あり)を「費用」欄に記載)	円	円
公益目的保有財産に関する収支(売却に関しては売却収入額を「収入」欄に、取得等に関しては支出額を「費用」欄に記載)	円	円
4年以内に生じた(b~e)に係る特例算定残存欠損額の合計額	円	円
収益事業等から生じた利益の繰入額	円	
収益事業等から生じた利益の50% その他の事業(相互扶助等事業)から生じた利益の50%	円	
合計	円	円
		(特例費用-特例収入) A 円

2. 特例算定残存欠損額の算定

1. で計算した資金不足(A)を補填するため、収益事業等から生じた利益の50%を超えて繰り入れます。

(特例費用-特例収入)		
A 円	-	円
	=	円
		特例算定暫定年度欠損額
		B 円

3. 残存剰余額の解消

特例算定を選択できる場合、当該事業年度に黒字が発生することはありませんが、残存剰余額について解消策を講じることが出来ます。【⇒解消策の内容は別様式に記載】

	a	b	c	d	e
解消対象となる剰余額					円
I 解消額					円
J 翌事業年度に繰り越す残存剰余額					円

特例算定の場合、公益目的保有財産の取得等は既に特例費用に計上されているため解消策には含まれません

4. 当該事業年度の残存剰余額・残存欠損額・特例算定残存欠損額

翌事業年度に繰り越される黒字・赤字を基に、中期的収支均衡が図られているかを確認します。

発生事業年度	残存剰余額	残存欠損額	特例算定残存欠損額
a R7.4.1～R8.3.31	円		
b R8.4.1～R9.3.31	円	円	円
c R9.4.1～R10.3.31	円	円	円
d R10.4.1～R11.3.31	円	円	円
e R11.4.1～R12.3.31	円	円	円
f R12.4.1～R13.3.31	0	円	円

☞ 0より大きい場合、均衡を欠くことになる

Jの数値が記載
 特例算定方法の場合、前事業年度に算定した数値を記載
 Jの数値が記載
 通常の算定方法の場合、前事業年度に算定した数値を記載

新別表A (解消策用)

3 (別紙). 解消策の内容

解消策 (剰余額の用途) 及びそれにより充てたのか (解消額) を記載してください

1~3号	解消内容	解消対象の剰余額					暫定繰上剰余額(D)	円
		a/G-a	b/G-b	c/G-c	d/G-d	e/G-e		
1								円
2								円
3								円
4								円
5								円
1	解消額合計							円

新別表A (公益充実資金)

認定規則第46条第1項第4号

下表の水色欄(■)を記載ください。黄色欄(■)は自動計算されます。

1. 公益充実資金の前年度末明細

公益充実資金の前年度末値を確認します。

各資金の明細		実施時期(年度)		所要額		残高	
A(●●周年事業)	費用	2025	100,000	円	100,000	円	
	資産	2026	400,000	円	300,000	円	
B(施設改良)	費用	2027	800,000	円	600,000	円	
	資産	2028	1,000,000	円	800,000	円	
C(奨学金事業準備)	費用	2029	1,500,000	円	0	円	
	資産			円		円	

2. 公益充実資金の本年度末明細

公益充実資金の本年度末値を確認します。

当該事業年度開始日(西暦)	2025/4/1
---------------	----------

前期末残高		取崩額(合計値)		取崩額のうち資産取得分以外		積立額		今期末残高		積立限度額	
1,800,000	円	300,000	円	100,000	円	500,000	円	2,000,000	円	7,700,000	円
各資金の明細		実施時期(年度)		所要額		取崩額(個別)		備考			
A(●●周年事業)	費用	2025	0	円	0	円	100,000	円			
B(施設改良)	資産	2026	400,000	円	400,000	円	200,000	円		200,000分のみ実施	
C(奨学金事業準備)	費用	2027	800,000	円	800,000	円	0	円			
D(インフラ整備)	資産	2028	1,000,000	円	1,000,000	円	0	円			
E(学術集会準備)	費用	2029	1,500,000	円	1,500,000	円	0	円			
F(▲施設取得)	資産	2035	4,000,000	円	4,000,000	円	0	円			

3. 公益充実資金の積立内訳、積立基準額の算定値(中期的収支均衡の50%超繰入れ時用)

中期的収支均衡の観点で、50%を超えて繰入れをする際に使用する公益充実資金の各種算定値を確認します。

各資金の明細	期首積立内訳(算定値)		残り必要額(算定値)		支出までの残存期間		活動毎積立基準額(算定値)		積立基準額(算定値)	
	費用	資産	費用	資産	年	年	円	円	円	円
A(●●周年事業)	0	93,506	0	306,494	0	1	-	306,494	1,462,229	円
B(施設改良)										円
C(奨学金事業準備)	187,013		612,987		2		306,494			円
D(インフラ整備)	233,766		766,234		3		255,411			円
E(学術集会準備)	350,649		1,149,351		4		287,338			円
F(▲▲施設取得)	935,065		3,064,935		10		306,494			円

4. 公益充実資金と公益目的事業費率、使途不特定財産上限との関連値

公益目的事業費率及び使途不特定財産上限との関係で、公益充実資金における必要な値を確認します。

各資金の明細	積立内訳(算定値、公益実施費用額に算入)		取崩内訳(公益実施費用額から控除)	
	費用	資産	費用	資産
A(●●周年事業)	0		100,000	
B(施設改良)	-		-	
C(奨学金事業準備)	51,948		0	
D(インフラ整備)	-		-	
E(学術集会準備)	97,403		0	
F(▲▲施設取得)	-		-	
合計	149,351		100,000	

新別表A 公益充実資金

認定規則第46条第1項第4号第7号

A 費用														
特定の事業又は資産取得等の名称		●●周年事業												
当該活動の内容														
計画期間(目的設定～実施)		西暦	年	月	～	年	月	月数 (0	月)				
所要額の算定方法														

B 資産														
特定の事業又は資産取得等の名称		施設改良												
当該活動の内容														
計画期間(目的設定～実施)		西暦	年	月	～	年	月	月数 (0	月)				
所要額の算定方法														

C 費用														
特定の事業又は資産取得等の名称		奨学金事業準備												
当該活動の内容														
計画期間(目的設定～実施)		西暦	年	月	～	年	月	月数 (0	月)				
所要額の算定方法														

D 資産														
特定の事業又は資産取得等の名称		パソコン整備												
当該活動の内容														
計画期間(目的設定～実施)		西暦	年	月	～	年	月	月数 (0	月)				
所要額の算定方法														

E 費用														
特定の事業又は資産取得等の名称		学術集会準備												
当該活動の内容														
計画期間(目的設定～実施)		西暦	年	月	～	年	月	月数 (0	月)				
所要額の算定方法														

F 資産														
特定の事業又は資産取得等の名称		▲▲施設取得												
当該活動の内容														
計画期間(目的設定～実施)		西暦	年	月	～	年	月	月数 (0	月)				
所要額の算定方法														

【公益認定申請書類 参照】

別表 B(1)～(6)

別表 C(1)～(4)

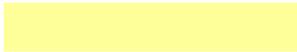
公益目的継続事業予備財産

別表 G

事業 年度	自		法人コード	
	至		法人名	



確 認 書



殿

法人の名称



代表者の氏名



公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下、「認定法」という。）第22条第1項に規定する書類を提出するに際し、当法人は、下記の事項を確認しました。

記

- 1 認定法第6条第5号に規定する欠格事由に該当しないこと